

お申込み方法

「寄附申込書」にご記入のうえ、下記お申込み先までメール、郵便またはFAXにてお送りください。なお送料・ファックス送信費用はご負担願います。

「寄附申込書」は当院ホームページからダウンロードいただくか、下記お問合せ先へご連絡くだされば、郵送いたします。

お申込み・お問合せ先（寄附申込書送付）

※利害関係者からのご寄附は受入れしかねる場合がありますのでお問い合わせください。

大阪労災病院 総務課長

〒591-8025

大阪府堺市北区長曾根町 1179-3

電話 072-252-3561（代表）

FAX 072-255-3349

メール dairou@osakah.johas.go.jp

電話受付 平日 8：15～17：00

独立行政法人労働者健康安全機構

大阪労災病院

ご寄附のお願い



高度な医療を担える病院のために

大阪労災病院は、「誠実で質の高い医療を行い、すべての方々から選ばれる病院に」の理念のもと、昭和37年の開院以来半世紀以上、南大阪の中核病院として地域住民の皆さまと共に歩み、急性期医療を提供してまいりました。

最近では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、数多くの患者さまを受け入れ、治療に努めてまいりました。

今後も皆さまからのニーズにお応えし、より高度な医療を提供していくため、医療機能の充実強化を進め、これまで以上に信頼される病院を目指していきたくと考えております。

そうした中で医療機能の充実を図るためには、最先端医療機器の整備が必要となります。厳しい経済情勢のもとでのお願いとなり誠に恐縮ではございますが、最先端医療機器の整備には多額の資金を要することから、皆さま方にご支援をお願いする次第でございます。

当院の寄附金の趣意にご理解を頂き、格別なご協力を賜りたくお願い申し上げます。

いただきましたご寄附は、患者さま一人ひとりに安全で質の高い医療を提供するため、また高度な機能を有する病院として地域医療に貢献するために、最先端医療機器の整備に使用させていただきます。

最先端医療機器の整備としまして、老朽化が進んでいるMRI（磁気共鳴画像診断装置）並びに血管撮影装置（カテーテル治療装置）の更新を検討しております。今般、MRI・血管撮影装置については、診療の場においてなくてはならない診断・治療機器であり、より多くの患者さまの検査・治療を行っているところであります。何卒よろしくお願い申し上げます。

RI（磁気共鳴画像診断装置）



血管撮影装置（カテーテル治療装置）



独立行政法人 労働者健康安全機構
大阪労災病院 院長 樂木 宏実

税制上の優遇措置

当院は、独立行政法人を母体としており、特定公益増進法人に該当しますので税制上の優遇措置を受けることができます。

法人からのご寄附

法人税法等の規定により、一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で「損金」に算入することができます。

個人からのご寄附

所得税法等の規定により「寄附金控除」の取扱いができます。

$$\boxed{\text{その年中に支出した寄附金の合計額}} \\ - \boxed{2,000 \text{円}} = \boxed{\text{寄附金控除額}}$$

※寄附金の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

※確定申告が必要となりますのでご注意ください。

堺市にお住まいの方は、個人法人税の税額控除が受けられます。詳細は、市の税務担当へお問い合わせください。

☆税制優遇の詳細については、国税庁にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページでご確認ください。